

金融・保険市場における動向（欧州）

【EU・規制動向】

○欧州の保険者業界 2012 年に導入される予定のソルベンシー II に警鐘

イギリスとドイツの保険協会は、EU が提案しているソルベンシー II は、資本および備金・準備金等の規制において、あまりにも厳しい内容であり、保険料率の上昇にもつながる可能性があるとして警鐘を鳴らしている。

保険業界によるソルベンシー II への批判は、英国保険協会（ABI）会長がイギリスの大蔵大臣に当たった個人的な書簡の中で、ソルベンシー II はイギリスの保険業界を不安定にする可能性があるとして伝えたことを、フィナンシャル・タイムズ（FT）にリークされたことから脚光を浴びている。FT によれば、ABI 会長はこの書簡の中で、ソルベンシー II が導入されれば、イギリスの保険者は資本および備金・準備金について、業界全体で 300 億～700 億ポンドの積み増しを強いられ、これは現在の業界全体の資本金の総額に匹敵する規模であり、中には廃業に追いやられる保険者も出ると伝えたとしている。

また、ソルベンシー II への懸念を表明するもうひとつの書簡は、ドイツ保険協会（GDV）からドイツ政府に宛てられたもので、近頃 CEIOPS から発表されたレベル 2 のコンサルテーション・ペーパーによる規制案はあまりにも厳し過ぎるとしている。

（Best's Insurance News 2009.9.3、Dow Jones Newswires 2009.9.2 ほか）

【イギリス・規制】

○FSA（英国）報酬基準を検討

イギリスの金融サービス機構（FSA）は、保険業界に影響する可能性のある金融機関役職員向けの新しい報酬規範を導入した。新報酬規範は、効果的なリスクマネジメントと整合性が取れるように、金融機関役職員の報酬を決める目的のもので、新たな規制として 2010 年 1 月発行の FSA ハンドブックに掲載される予定である。

まず、銀行と住宅金融組合に適用されることになるが、保険会社やブローカーなどに適用するかどうかは 10 月までに決定される。英国保険協会（ABI）の役員によると「銀行の基準を保険会社や資産運用会社にそのまま適用することには十分な注意が必要である。保険会社等は、業務の性質が銀行と異なり、金融の安定性に与えるリスクは少ない。」と保険業界への適用を疑問視している。

この新報酬基準を遵守しない会社は、強制措置の対象となるか、資本を積増さなければならなくなる。

（Post Magazine 2009.8.20 ほか）

【イギリス・販売】

○Tescoがフォルティスと提携し保険会社設立

イギリスの大手スーパーマーケットのTescoが、金融グループであるフォルティスと提携して、自動車保険と住宅保険を提供する本格的な金融サービスグループへの道を歩み始めた。良い製品を格安で販売することを目指しているTescoは、既に、その営業店舗で金融サービスの提供は行っている。

この提携は、Tescoとフォルティスが、それぞれ1億ポンド（約160億円）程度出資し、Tesco保険を設立するものである。Tescoのシェアは49.9%の予定である。Tescoは、価格設定、販売、マーケティング、顧客サービス、新商品開発を担い、フォルティスはアンダーライティングと損害調査を行う。

この提携事業は年末までに開始される予定であり、イギリスで約1,500人分の雇用を生み出すと言われている。

(Daily Express 2009.9.12 ほか)

【フランス・市場動向】

○AGFは、アリアンツを社名とする。

ドイツ最大手であるアリアンツのフランスにおける保険会社であるAGFは、公式にアリアンツを社名とすることとした。AGFは、アリアンツによるAGFの買収後10年以上経ち、現在は、100%子会社である。

AGFの社名は、フランスではよく知られているが、アリアンツの社名は大衆の中での知名度は低く、2%以下である。しかし、社名の変更に対しては、イギリスの女優シャーロット・ランプリングのテレビ・コマーシャルをはじめ、印刷広告、屋外広告、ラジオ、ウェブ広告など大規模な広告キャンペーンが行われている。また、AGFのモットーである「あなたとともにAGF」とアリアンツの「ファイナンシャル・ソリューション A から Z」をあわせた新しいスローガン「あなたとともに A から Z」の使用も始めている。

アリアンツは、すでに2008年に社名の変更を発表していたが、移行の時期は、フランスの専属代理店からの抵抗に直面したAGFの経営陣に任されていた。

(Insurance Day 2009.9.11)

【スイス・市場動向】

○チューリッヒの人气が上昇中

多くの再保険会社がロンドンやバミューダといったこれまでの再保険の中心地を離れ、スイスのチューリッヒに事務所を開設または本部機能を移転させる傾向が強まっている。近年では、エース (ACE Ltd.) がバミューダからチューリッヒに持株会社を移転させた他、エンデュランス (Endurance)、モンペリエ (Montpelier)、アスペン (Aspen)、アーチ (Arch)、フラグストーン (Flagstone)、アリエル (Ariel) といったバミューダを本拠地としていた再保険会社が、次々とチューリッヒに事務所を開設している。

その主な理由として、スイスは EU 加盟国ではないがフランス、イタリア、ドイツといった国へのアクセスが容易で、より多くのビジネス・チャンスがあることや税制面での有利性等があげられる。経済協力開発機構 (OECD) のグレイリストからスイスが除外されるかどうか不透明であるため、今後しばらくは様子見の状態になると思われるが、もしリストから除外されれば、今後数年の間、チューリッヒの再保険市場はますます成長し続けるであろうとアスペン・リーのプレジデント兼チーフ・アンダーライティング・オフィサーは予測している。

(Insurance Day 2009.8.10 ほか)

【ロシア・市場動向】

○ソビエトの安全問題は、見過ごすことはできない。

ロシアのサヤノ・シュシェンスキー・ダムで巨大損害が発生した。このダムは、世界で最大級の水力発電ダムであり、シベリアのユニセイ川で 1978 年に運転を開始したものであり、当時は、非常に優れた技術であるとされていた。損害は、タービンの破損であるが、タービンの寿命は 25 年から 30 年とされている上、ダムの建設からすでに 30 年を経過しているにもかかわらず、ソビエト時代からタービンの分解点検・修理は行われていなかった。事故の正確な原因は、未だ明らかではないが、水圧サージ (水圧の急激な変動) と考えられている。この災害は、80 人近くの死者を出しているが、ロシアの緊急対応省 (emergencies ministry) は、ダムは顕著な構造的損害を被っていないとの発表を行った。このように、古いソビエト時代のインフラがロシアを苦しめている。

現在、当局がこれらの資産がそこで働く人々や近隣に住む人々にとって安全であることを保証するときである。また、保険会社の観点から、そのような資産を引き受けるか否かがビジネス・センスを作ると考えるときである、としている。

(Insurance Day 2009.8.18 ほか)

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○米国でソルベンシー規制改定の動き

全米保険庁長官会議（NAIC）の保険政策・調査センターが、アメリカ・リスク保険機構等と共催で、保険監督者、保険学者、保険会社の経営層その他関係者による会合を行い、今回の金融危機の教訓および保険規制の国際的な進展に関する論議を行った（7月14日）。

その中で、米国の保険事業の今後のソルベンシー規制について情報交換がなされ、また、今回の会合の目的の一つである保険監督者が今後1年から2年の間に検討すべき保険規制に関する課題の明確化については、下記の項目が論議された。

- ①資本十分性基準
- ②ソルベンシー規制との関連で
 - ・監督者の介入と州保証基金制度（state guaranty funds）
 - ・持株会社とシステミック・リスク

欧州においては、2012年のソルベンシーII導入に向けた取組が進展している。米国においては、現在は、保険会社が抱えるリスクの種類と量に基づいて必要な資本を算出するリスクベース資本規制が適用されているが、ここに来て、新たなソルベンシー規制の検討の動きの第一歩が出てきたと解することができる。

（NAIC ニュースリリース 2009.7.14）

【規制動向】

○誠実義務違反に関する相次ぐ立法措置

ニュージャージー州の州議会上院では、9月上旬から保険会社の誠実義務違反に関する立法措置（Insurance bad faith legislation）の審議が行われているが、同州の保険会社はこの法案に反対の立場を取っている。というのも、この法案は表面的には消費者保護の強化を打ち出しているものであるが、保険会社にとっては保険金支払費用や訴訟の件数・費用の増大に結び付くことになるものであり、必要のないものだとしている。

このような立法措置は、既に今年だけでコロンビア特別区、ニューヨーク州およびフロリダ州を含む10以上の州で立法化されてきている。2008年1月から施行されたワシントン州では同年9月までの9カ月間にホームオーナーズ保険の保険金支払費用が5,800万ドルも増加したとの報告がある。

アメリカ立法交流評議会（ALEC）は、こうした立法措置に対抗するための解決策として、各州の州議会に対して、敢えて立法化する必要はなく、伝統的な契約法の原則を忠実かつ厳密に堅持・運用することで十分であるとして、その徹底を要請している。

（NAMIC ウェブサイト、Best Week 2009.8.10）

【市場動向】

○今回の金融危機を踏まえた格付機関への規制の動き

全米保険庁長官会議（NAIC）は、信用格付機関が保険監督規制の中で果たす役割について調査するため、9月24日に公聴会を開催することにした。その中で、S&PやAMベストなどを含む公認格付機関（Nationally Recognized Statistical Ratings Organizations）の過去の役割を踏まえて今後の役割が論議される。格付機関、保険会社、年金基金の代表者、監督者、消費者代表が招集され、証言する予定。

公聴会では、保険監督制度の中で、格付機関の果たすべき役割を検証し、今回の金融危機の経験に照らし、必要な改善点を明確することになっている。保険会社は、3兆ドルの格付証券を保有し、金融業界の中で、資本資産の妥当性を管理するために格付への依存度が高い最大の業界である。保険監督者は、資本準備金や保険会社の他の規制要件を測定するめに信用格付を使うことを義務付けている。今年の2月にNAICは、保険監督者、保険会社等の格付機関への依存度の総合的評価を行うワーキング・グループを立ち上げている。ワーキング・グループは、この公聴会の中で、次の点に関する情報収集を行い、その結果を踏まえて、NAIC等がとることができる是正措置の勧告や公認格付機関の規制についての連邦政府への勧告を行う予定としている。

- ・過去における保険監督者の格付に対する依存状況とその影響
- ・格付、特に、構造的証券（structured securities）と地方債に関係する格付に関する問題
- ・公認格付機関により導入された最近の体系的救済策、手続変更
- ・健全性規制（prudential regulation）のための公認格付機関に対する勧告、代替策

（NAIC ニュースリリース 2009.9.9 ほか）

【消費者問題】

○急増する中国製乾式壁の被害

米国の消費者製品安全委員会のもとには、2008年12月以来、全米21の州およびワシントン特別区の居住者から、自らの健康症状や住んでいる住宅の金属部材の腐食が中国製乾式壁の存在と関係しているのではないかという600件以上の報告が寄せられている。報告の具体的な内容は、住宅部材の乾式壁から卵の腐ったような匂いが発せられ、壁の中の配線コードが錆付いたり、住宅器具が破損したり、または居住者の呼吸器疾患を引き起こしている、というものである。

問題となっている中国製乾式壁は、ドイツの石膏ボードメーカー、Knauf社の中国子会社（天津）が製造したもので、2004年から2007年の間に5億ポンド以上も米国に輸入され、約10万件の住宅に据え付けられているものである。

中国製乾式壁による損害費用は、大きくは、住宅修築の損害賠償費用、硫黄臭がもたらす健康影響への診察費用、原告および被告の弁護士費用などに分類され、この問題がもたらす経済損失は **250** 億ドルぐらいに達するだろうと、保険会社は見ている。

被害状況は米国全体に及んでいるので、米国広域係属訴訟裁判会議は、各地で提起された裁判について、公判前手続きを統合することを予定している。

(Property And Casualty Insurance News ウェブサイトほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【中国・規制動向】

○中国保険法改正法が 2009 年 10 月 1 日から施行

全国人民代表会議常任委員会は、2009 年 2 月に中国保険法改正案を採択し、同年 10 月 1 日から改正法が施行されることとなった。中国保険法は、1995 年に制定され、2002 年に中国の WTO 加盟に伴い改正されたが、今回の改正は 2002 年以来 7 年振りとなる。

改正法は、条文数が 157 条から 186 条に拡大したが、主な改正点は次のとおりである。

被保険者保護の向上として、保険会社は、原則、保険金請求受領後 30 日以内に必要な調査を終了し、被保険者と合意後 10 日以内に支払うことなどが規定された（23 条）。また、保険会社の監督強化と健全性確保として、保険会社の健全性の監視システム確立（138 条）、健全性に問題が生じた保険会社への監督機関による資本強化命令や業務範囲・配当制限等の是正措置権限（139 条）などが規定された。さらに、保険会社の業務範囲拡大として、損害保険会社の事業種目への保証保険の追加（95 条）や資産運用範囲の拡大（106 条）が規定されるとともに、保険業界の水準向上として、取締役および執行役員の適格性要件の規定（68 条、81 条等）ならびに保険会社・従業員の公正性および公正競争原則の規定（115 条、116 条）などが導入された。

改正保険法は、その目的に沿った効果的な適用が期待されるが、細部は今後の施行細則に委ねられており、新法の訴求適用や旧法との関係など、今後の動向が注目される。

（Jones Day Commentaries 2009.8、中国保険監督管理委員会リリース 2009.3.3 ほか）

【中国・市場動向】

○2009 年上半期の保険仲介者による収入保険料は 5,230 億元で前年同期比 18%増

中国保険監督管理委員会（CIRC）は、2009 年上半期の保険仲介者の収入保険料が 5,230 億元（約 6 兆 9,680 億円）、前年同期比 18.4%増となったこと等の資料を公表した。

同資料によると、収入保険料の約 42%を占めるチャンネルの個人保険代理人の数は、2009 年上半期で、生命保険 238 万人、損害保険 33 万人、合計 271 万人と四半期前に比べ 40 万人増加し、収入保険料は、損害保険が 571 億元、生命保険が 1,954 億元、合計で 2,525 億元、前年同期比 38.9%増となった。次いで、収入保険料の約 41%を占める兼業保険代理会社は 137,067 社で、銀行 57%、郵便局 12%、自動車メーカー 11%などで構成されるが、収入保険料は、損害保険・生命保険合計で 2,440 億元、同 2.5%増であり、銀行が 68%、郵便局が 15%、自動車メーカーが 6%を占めた。一方、収入保険料の約 4%を占める専業の保険代理会社と保険ブローカー会社はそれぞれ 1,852 社、362 社で、両者あわせた収入保険料は損害保険・生命保険合計で 266 億元、同 22.7%増であった。

（中国保険監督管理委員会リリース 2009.8.7 ほか）

【中国・市場動向】

○中国人民保険集団会社が株式公開を計画中

中国最大の損害保険会社グループの親会社である中国人民保険集団会社が、来年、新規株式公開を計画していることを代表者である Wu Yan 氏が地元メディアの取材に対して明らかにしている。

それによれば、同社は株式公開の準備を進めており、公開に適切なタイミングを待っているとのことであり、香港と上海の株式市場のいずれか、または両方に株式を公開するようである。

中国人民保険集団会社は、現在は中国政府の財政部（Ministry of Finance）が所有しているが、株式公開によって 306 億元（約 45 億ドル）の資本を有する株式会社となる見込である。

（Asia Insurance Review eWeekly News 2009.09.16、ロイターウェブサイト 2009.9.14）

【韓国・市場動向】

○2008 年度の外国損害保険会社のマーケット・シェアは 3.6%で、前年度比 3 ポイント増

韓国金融監督院（FSS）は、2008 年度の外国損害保険会社の収入保険料が 1 兆 3,400 億ウォン（約 1,000 億円）、マーケット・シェアが 3.6%となった等の事業結果を公表した。

韓国では、現在、17 社の外国損害保険会社が営業し、そのうち 3 社が子会社形式で、14 社が支店形式で営業している。外国損害保険会社の進出は、直近 3 年間で、新設または買収により 6 社増加し、マーケット・シェアは 2006 年度の 1.4%、2007 年度の 3.0%と徐々に拡大している。2008 年度は、市場全体の損害保険料 37 兆 5,000 億ウォンのうち、外国損害保険会社は 3.6%を占めた。同年度の業績は、649 億ウォンの事業損失となったが、投資収益 714 億ウォンなどによって当期利益は 176 億ウォンとなった。

（FSS Newsletter August 2009）

【インド・市場動向】

○2008 年度の保険料収入は 3,060 億ルピーで前年比 9.1%の増加

インドにおける 2008 年度（2008 年 4 月から 2009 年 3 月末）の損害保険会社の収入保険料は、3,060 億ルピー（約 6,270 億円）で前年度比 9.1%の増加であった。

インドでは国営保険会社 4 社のマーケット・シェアが大きいですが、2008 年度は国営会社が収入保険料 1,803 億ルピー（約 3,700 億円）でシェア 58.9%を占めた。民間保険会社は 12 社あり、収入保険料は 1,257 億ルピー（約 2,570 億円）でシェア 41.1%であった。

保険料収入全体の伸び率は 9.1%であったが、これを国営保険会社と民間保険会社で比較した場合には、国営保険会社が 7.1%の伸び率であるのに対し、民間保険会社は 12.1%と高い伸び率を示した。

損害率については、2007 年度の数値であるが、国営保険会社が医療保険を含む全種

目合計で 90.4%、自動車保険では 104.8%、火災保険 72.3%、海上保険 82.7%であった。民間保険会社では全種目合計で 72.2%、自動車保険で 72.0%、火災保険 50.7%、海上保険 100.3%であった。

民間保険会社のシェアは 5 年前の 2003 年度には 14.1%であったが、着実にシェアを伸ばしている状況である。

(Insurance Regulatory and Development Authority 発行の Insurance Journal 2009.5 ほか)